

=====

面目を一新した新計量法の全貌をみる

著：久保田 誠（株日本計量新報社論説員）

=====

= 画期の全面改正 =

各方面から待望されていた「計量法の全部を改正する法律」が国会を通過して、一九九二年五月二〇日に公布されました。

施行は「公布の日から一年六月を超えない範囲内」ですから、遅くも明年秋には新法に移行することになります。（注・その後一九九三年一月一日に施行されることが決まった）

新法は、計量法の制定（一九五一年＝昭和26年）以来、初めて全面改正されたという「画期」のもので、内容も思い切った改善を行なったことが高く評価されています。

ただ、新法は「法律では基本的なことを規定し、具体的な事からは政令や通商産業省令に移す」ということで立案されたため、政令や省令の内容が明らかにならないと法律全体の姿が明確にならないので、ここでは法律の規定を中心に考えてみましょう。

= 面目一新した全体の仕組み =

そこで、新法はどんな仕組みになっているかと申しますと、現行法の一・二章、二六一条から、一〇章、一七九条と全面的な組み替えと書き替えが行なわれた結果、文字どおり面目を一新しました。

その全貌（ぜんぼう）を示したのが、立案当局が作ってくれた、上掲の「計量法の体系」の一覧表です。

この表を見ると、計量法の任務と目的が「計量の基準の設定」と「適正な計量その実施の確保」に大きく二分されることが明らかであります。

《新設される諸制度》

そして、一覧表が「新設する制度」として次の諸点を挙げていることに注意していただきたいと思えます。

計量標準の供給のための計量標準の認証制度

指定製造事業者制度

指定定期検査機関

指定計量証明検査機関

これらのうち、 の「計量標準の認証制度」と の「指定製造事業者制度」は、新法の「二つの目

玉」として一番注目されたものですし、 の「指定定期検査機関」と の「指定計量証明検査機関」の新設は、いわゆる「民間活力の利用・活用」という視点からのものとみられます。

《目につく改正内容》

その他、今回の改正で目につくのは次の諸点でしょう。

計量器関係事業の規制を登録制から届出制に改めたこと。（事業規制の緩和）

「正確に計量する義務」に関する規定を全面的に改めたこと。

検定において全面的に型式承認制を採用したこと。

検定について「装置検査」の制度を設けたこと。

基準器の位置づけを改め、「基準器検査に合格した計量器」と規定したこと。

比較検査と原型検査の制度を廃止したこと。

計量士の定義を改めたこと

現行法の「指定計量器使用事業場」を「適正計量管理事業所」と改めたこと。

以下、ほぼ新法の順序を追って、とくに注目される諸点にふれてみましょう。

= 計量器の定義 =

まず「第一章総則」では、「目的」と「定義等」を規定していますが、「目的」は現在と全く同文であるのに対して、「定義等」では、若干の書き替えと新設が目立ちますが、とくに注意をひくのは次の二つの点であります。

< 「特定計量器」の登場 >

「計量器」の定義を改め、「特定計量器」の定義を設けたこと。

現行法は、計量器（計量をするための器具、機械又は装置）の中から二〇種類の計量器を限定しており、この甚だしく狭い計量器の定義が、様ざまな矛盾と不便を生じているのに対し、新法は、

この法律において「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいい、「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。

と規定し、「計量器」一般と「特定計量器」を明確に区分して定義していることが注目されます。

ここで、「特定計量器」を定義するに当たって「政令で定めるもの」と規定しているのは、現行法が法律で定めているものを政令に移すということですが、新法は「法律規定はできるだけ簡素化し、差し支えないものは政令や省令に移して運用を機動的にする」という方針をとっており、これもその現われとみてよいわけです。

< 新しく登場した定義 >

「標準物質」「計量器の校正」「標準物質の値付け」などの定義が新しく登場

したこと。

= 計量単位に S I を全面採用 =

新法が「計量単位」について独立した一章（第二章）を設けたことは、計量法の目的の一半である「計量の基準を定める」ことに対応するものとして当然でありましょう。

計量単位に関する新法の規定の最大の特徴は、「国際単位系（S I）」を全面的に採用したことであります。

むろん、現行法も基本的には S I を採用しており、非 S I 単位をいわば例外として採用しているわけですが、条文のうえでは S I 単位と非 S I 単位を併列的に規定しているのに対して、新法は全面的に S I を採用し、やむを得ない非 S I 単位については次の二つの措置をとっています。

経過措置

S I への移行を円滑にするため、やむを得ないものについては経過措置として最長七年間の猶予期間を設けたこと。（別表 1 参照 = 略）

例外措置

国の内外で広く使用されている一部の非 S I 単位は、例外措置として法定計量単位として存続すること。（別表 2 参照 = 略）

= 国際総会登場 =

計量単位に関する規定の中で、とくに注意をひくのは次の諸点であります。

現行法が計量単位の定義まで法律で規定しているのに対し、新法に単位名だけを法律で規定し、定義は政令で定めることとしたこと。

この場合、「定義は、国際度量衡総会の決議その他の計量単位に関する国際的な決定及び慣行に従い、政令で定める」（第 3 条）と規定していることが、とくに注意をひきます。

< 非法定単位の使用禁止 >

「非法定計量単位の使用禁止」に関する規定の中で、現行法がその例外として

「貨物の輸出入にかかわる計量には適用しないと規定」しているのに対し、新法は次の規定を加えたこと。

「日本国内に住所又は居所を有しない者その他政令で定める者相互間及びこれらの者その他の者との間における取引又は証明であって政令で定めるもの」

この規定は、現行の計量法施行法に全く同文の規定があり、それが新法の附則ではなく、本則に移されたもので、「国際化対応」とみてよいでしょうか。

< 非法定目盛の計量器 >

「非法定計量単位による目盛を付した計量器」の販売について明確な禁止規定

を設けたこと。

これは、メートル法統一運動当時からしばしば論議を呼んだ点について明確な規定を設けた、という意味で注目されてよいと思います。

= “適正計量” の位置づけ =

新法が、「計量単位」に続いて第三章に「適正な計量の実施」を掲げたことは、大きな意味があると考えます。

《量目規制のあり方》

この「適正な計量の実施」でまず注目されるのは量目規制の規定であります。

ここで使われている「量目公差」という用語は、計量法には今回初めて登場しましたが、商品量目の規制に際して許容の限界を示す「政令で定める誤差」であります。

新法の量目規制に関する規定は、現行法をよく整理していますが、その中で大切なことは、現行法が「量目公差」の違反には直接罰則を適用するのに対して、新法はその前に、勧告・公表・勧告遵守の措置命令などの段階を踏むことを定めていることです。

《“使用の制限” ほか》

「適正な計量の実施」のための「計量器の使用の制限」に関連する規定は、全体としては現行法の内容をほぼ踏襲していますが、注目されるのは次の二つの点であります。

検定証印と同列の表示

「指定製造事業者」が製造し、法定の表示（基準適合証印）をした特定計量器を、検定に合格した計量器と同列に規定し、検定免除の根拠規定としていること。

計量器の「使用方法等の制限」に関連する諸規定を一括・整理して、現行法の

中で「法律らしくない規定」の好例とされていた「水平装置」「零点の調整」などは姿を消したと。

《定期検査と新機関》

定期検査に関する規定を現行法は「取締」の章に収めていますが、新法はこの「適正な計量の実施」の章に移しました。ここで注目されるのは次の三つの点であります。

定期検査の主体に、都道府県知事と特定市町村の長のほか、新たに「指定定期検査機関」が加えられ、都道府県知事又は特定市町村の長は、定期検査業務の全部又は一部を指定定期検査機関に行わせることができると規定したこと。

定期検査の周期を政令で定めることとしたこと。（実際には現行の「三年・一年」の区別をなくして「二年」に統一することになる）

検定合格直後の特定計量器については一定期間（政令で定める期間）定期検査の受検義務を免除すること。

【注】ここでは販売事業者などに在庫中の「期間」が注目されるといわれます。

《指定定期検査機関》

新たに登場する「指定定期検査機関」については厳格な規定が設けられていますが、現行法の「指定検定機関」に関する規定が、ほとんどそのまま移されるとみてよいと思います。したがって、あとで登場する指定検定機関に関する規定に、指定定期検査機関に関する規定が準用されるのは当然でありましょう。

問題は実際にどの団体が指定定期検査機関に指定されるかでありますが、指定の権限は都道府県知事と特定市町村の長にあり、指定の基準には「公益法人」という条件がありますので、当面は(社)日本計量士会や、社団法人格をもつ都道府県の計量協会が考えられます。実際にはどの団体が、どの都道府県や特定市で定期検査機関の指定を受けるか注目されるところです。

= 正確な“特定計量器等”の供給 =

第四章の「正確な特定計量器等の供給」は、特定計量器の製造・修理・販売の各事業のほか、特殊容器製造事業について規定しています。

《規制の大幅な緩和》

まず、新法が特定計量器の製造・修理・販売の各事業の登録制を「届出制」に改め、関連する規制を大幅に緩和したことが注目されます。

度量衡法時代はすべてが免許制だったのが、計量法で製造・修理は許可制、販売は登録制となり、「41年大改正」ですべてが登録制に緩和されたという歴史を振り返ってみますと、「規制の大幅な緩和」がよく実感されます。

また、度量衡法から計量法に引き継がれた考え方として「正確な計量器を供給するための手法」としての「三段階規制」（事業規制・検定・取締）も、計量法時代の中頃から急速に緩和の機運が高まって、事業規制の必要の有無が論議されてきた事実を考えますと、今回「届出制」に到着したことはまずまずというところでしょうか。

事業規制が大幅に緩和されたといっても、検査用の器具・機械又は装置の届け出、検査義務、改善命令、販売事業者の遵守義務（勧告・公表・措置命令）などが存続又は新設されたことは注意しなければなりません。

《特殊容器製造事業》

「特殊容器製造事業」についての規定がこの章に移されたのは、特殊容器が「適正な計量の確保」

のために、計量器に準ずる役割を果しているからと考えられます。

特殊容器の製造事業については従前どおり指定制度を存続しますが、指定の有効期間（五年）は廃止されます。

《 “ 特別な計量器 ” 》

「 正確な特定計量器等の供給 」の章で目をひくことの一つは「 特別な計量器 」という節が設けられたことです。

ここでは、いわゆる「 家庭用計量器 」(主として一般消費者の生活の用に供される特定計量器)の「 製造等における基準適合義務 」に関連する規定と、体温計・ 血圧計などの「 譲渡の制限 」(譲渡前の検定義務)が規定されていますが、内容はほぼ現行法を踏襲しています。

= 検定と “ 指定製造事業者 ” =

新法の検定関連で注目されるのは次の諸点でしょう。

《 いくつかの新機軸 》

すべての特定計量器の検定において型式承認制を適用し、型式承認に有効期間を設けたこと。

政令で定める特定計量器の検定証印には、検定を行なった年月の表示を義務づけたこと。

この対象となるのは、定期検査の対象となる特定計量器と計量証明に使用する特定計量器であります。

「 変成器付電気計器検査 」に関する規定を整備したこと。

「 車両等装置用計量器 」を対象とする「 装置検査 」の規定を新設し、有効期間を適用すること。

「 指定製造事業者 」制を設けて検定を免除する、という画期の制度を創設したこと。

【注】こうした前進のなかで注目の電子体温計が姿を現わさないのは、当然検定の対象となるべきものが「 検定除外 」されてきた政令段階の問題だからです。

《 画期の検定免除制 》

「 品質管理の優れている特定計量器の製造事業者を指定して、その製造事業者が基準適合証印を付した特定計量器については検定を免除し、検定に合格した特定計量器と同列に扱う 」という趣旨の「 指定製造事業者 」制が、今日までの計量器の規制の歴史からみると文字どおり「 画期 」のものであることに誰も異存はないでしょう。

< 画期性への不安と支え >

しかし、「検定は中立・公正な第三者にゆだねるべきもの」という考え方を疑う余地のないものとしてきた人びとの間に不安があることも否定できないようです。それに対して、計量行政審議会における審議その他を通じて結論されたことは、計量器の製造事業における技術と品質管理の進歩に加えて、当該事業者に対して厳格な規制と監督を行なうならば何ら不安はない、ということであります。

これらの諸点については、指定製造事業者に「指定の基準」「基準適合義務」「改善命令」「指定の取消し」などの一連の規定が用意されていますが、やはり一番注目されるのは「指定の基準」で

< 「品質管理」を軸に >

「通商産業大臣は、指定の申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法が通産省令で定める基準に適合すると認めるときでなければ、指定をしてはならない」（要旨）

と、「品質管理」を軸にしていることで、この省令の内容が焦点になりましょう。

私はこの場合、事業者の側の「信用の保持・向上」を軸とする「本務感と商策」が大きな支えだと考えます。

< 実施の時期への配慮 >

この「指定製造事業者」制の実施の時期を、新法の施行日から「五年以内の政令で定める日以後」としたことは、慎重を期することに加えて、いろいろな意味での打撃にも配慮したものと考えます。

《基準器の位置づけ》

現行法は「基準器」を「検定・検査のための用具であって、計量器ではない」としているのに対して、新法は「検定、定期検査その他計量器の検査であって通商産業省令で定めるものに用いる計量器」（第102条）と位置づけていることに注目します。

= 計量証明事業と“検査機関” =

計量証明事業に関する新法の規定は現行法に比べてかなり大きく変わりましたが、とくに目につくのは次の諸点でしょう。

《登録基準の明確化》

計量証明事業の登録の基準を明確化し、計量証明に使用する特定計量器のほか、

「計量器以外の器具・機械又は装置」についても規制することとしたこと。

これは、特定計量器の製造・修理・販売の各事業を届け出制に大幅緩和するのに対比して、計量証明事業については登録制を存置するだけでなく、規制を強化するという意味で注目されますが、計量証明の事業が「適正な計量」そのものに直結しているからでありましょう。

事業登録の有効期間（一〇年）を廃止したこと。

全体として関係規定を簡素化し、事業登録に関連するいわば事務的な規定を通

産省令に委任したこと。

《計量証明検査機関》

計量証明に使用する特定計量器の検査（計量証明検査）を重視し、「指定計量証明検査機関」の制度を設けたこと。

この「指定計量証明検査機関」（指定の権限は都道府県知事）は「指定定期検査機関」によく似た機関ですが、実際には環境証明用の特定計量器に重点が置かれ、指定を受ける法人としては(財)機械電子検査検定協会（機電検）などが考えられているようです。

計量証明検査の周期を政令に委任したこと。

検定等を受検した直後の特定計量器の計量証明検査の免除と、計量証明検査済証印における年月の表示。

計量士による計量証明検査における基準器登録制の廃止。

= 計量士と“適正計量管理事業所” =

新法が「適正な計量管理」の章（第七章）を設けて「計量士」と「適正計量管理事業所」（現行の「指定計量器使用事業場」）を一括したことがまず目をひきます。現行法では「計量士」の章が独立して、「計量器使用事業場」は「特殊容器製造事業」とともに「事業場等の指定」の章に一括されているからです。

《計量士の定義ほか》

まず、新法が計量士の定義について

「通商産業大臣は、計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識経験を有する者を計量士として登録する」

と規定したことが、現行の定義よりも合理的に改められたことに注目します。

全体を通じて、計量士に関する新法の規定は現行法の規定をほぼ踏襲していますが、しいて目につく点を挙げると次の諸点でしょうか。

計量士の定義において、計量士の職務としての「計量管理」について、現行法が「計量器の整備、計量の正確の保持、計量方法の改善その他適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講ずること」としているのに対し、新法が「計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識経験」と表現していること。

計量士の法的な職務（定期検査の代検査、計量証明事業の登録の基準としての職務、計量証明検査の代検査、適正計量管理事業所の指定の基準としての職務）など「検査」（計量器と商品量目）を主体とする職務がほとんどそのまま踏襲されていること。

【注】現行の「指定計量器使用事業場における正味量表記商品等に附記する事業

場名に代る計量士の氏名附記」は削除。

「指定定期検査機関」と「指定計量証明検査機関」の指定の基準には、「通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者」とあって、「計量士」の明記はないこと。

以上の諸点を通覧すると、「計量士の法的な権限と地位の向上」という計量士の念願は、必ずしも報いらなかったといえるでしょうか。

《“適正計量管理事業所”》

新法が、従来の「計量器使用事業場」の指定に代わるものとして「適正計量管理事業所」に関する規定を設け、その内容をかなり工夫したことが注意をひきます。現行法と変わった主な点は次のとおりであります。

指定の基準の中の「計量士の必置義務」を緩和して、「計量士が、当該事業所で使用する特定計量器の検査を定期的に行うこと」（要旨）を義務づけたこと。

「計量管理規程」の作成・届け出義務を、「計量管理の方法が通産省令で定める基準に適合すること」（指定の基準）に代えたこと。

「適正計量管理事業所」の標識に関する規定を設けたこと。

「帳簿の記載」（検査結果の記載と保存）、「適合命令」（指定基準適合の措置命令）などを規定し、「指定の取消し」に関する規定を強化したこと。

総じて、新法には「指定適正計量管理事業所」制度を計量管理の普及・推進に結びつけたい、という意欲が読み取れ、これは計量法の制定当時の立案者たちのそれによく似ていることが強く印象づけられます。

= 計量器の校正と“認証制度” =

新法の「計量器の校正等」（第八章）に関する一連の規定は、条文化の過程で突然浮上した、という印象を受けた方がたが多いと思います。

それは、「優良な計量器製造事業場の製品に検定免除の道を開くこと」と、「計量標準の的確かつ円滑な流れを保証するために基準認証制度を設けること」が、新法の「二つの目玉」として注目され、期待もされていたのに対し、前者は「指定製造事業者」制として実現しましたが、後者が「計量器の校正等」という形で新法に登場したからであります。「基準認証制度」を計量法に収めるとすると、これ以外に方法がなかったからでありましょう。

《制度の基本的性格》

したがってこの「計量器の校正等」の規定は、どこまでも「計量標準の的確かつ円滑な流れを保証する」ことを目的とするものであり、実際には、ますます高度化を求められている産業計量標準の流れの的確かつ円滑化を任務とする「トレーサビリティ」を公的に保証するもの、と考えてよいでしょう。

う。言い換えればこの制度は「国の計量標準につながる校正サービス」の性格をもつもの、と
よいと思います。

<任意性と公的な保証>

このことから、「計量器の校正等」の制度は、計量法の他の部分の諸規定が「適正な計量の実施を
確保するための公権力の関与に関するもの」であるのと違って、全く「任意的なもの」であることが
一番大きな特徴でしょう。

要するに、この「計量器の校正等」によって、求めに応じて計量器等の正確さを確認し、証明書を
発行して、それが国際的にも通用するものとする、というのがこの制度の狙いであり、「基準認証制
度」としての任務を果すことであります。

《二段階の校正機関》

この任務を果すため、「特定標準器による校正等」と、「特定標準器以外の計量器による校正等」
の二段階の規定が設けられていますが、そのあらまは【上掲図 = 略】（計量標準認証制度スキーム）
と別項（略）の「計量標準認証制度の概要」（いずれも通産省の資料による）のとおりです。

ここで大切なことは次の諸点でしょう。

<注意を要する諸点>

「特定標準器」による校正と「特定標準器以外の計量器」（二次標準）による
校正ともに、「標章を付した証明書」を交付することが大切な意味をもつこと。
二段階の校正機関ともに、校正等を求められたときはそれを行なうことを義務
づけられていること。

「指定校正機関」については、「指定検定機関」とほぼ同列の厳格な規制が設
けられていること。

「認定事業者」の認定は、「校正等を適確かつ円滑に行うに必要な技術的な能
力を有する」ことを軸として行なわれるが、この制度には「民間活力」の積極的な活用、という意
図がこめられていること。

《残る幾つかの問題》

「計量標準の基準認証制度の確立」を目指す「計量器の校正等」のあらまは以上のとおりであり
ますが、なお付言したいことがあります。

「指定校正機関」としては(財)機械電子検査検定協会と(財)化学品検査協会の
指定が予想されるが、「認定事業者」としては、公的機関のほか「民間事業者」がどの程度認定さ
れるかどうか。

全体として、産業界のニーズに対応するだけの「計量標準の的確かつ円滑な流
れを確保するトレーサビリティ体系」が確立し、国際的な相互認証体制を実現することができるか
どうか。

高精度の計量標準の供給のために大きな役割を果たしてきた「依頼試験」の手法の新制度への吸収・移行が円滑に行なわれるかどうか。これらのすべてが円滑に進行することが期待されます。

《 “計量標準認証制度” の概要》

- 一、どのような計量標準を本制度の対象とするかは、産業界のニーズや計量標準の供給体制の整備状況とかね合いをみて、通産大臣が判断して定めることとなりますが、具体的には、国家計量標準を通産大臣が特定標準器等として指定することとなります。
- 二、特定標準器等は国、日本電気計器検定所又は通産大臣が指定した公益法人（指定校正機関）が持つことになり、この特定標準器等により校正等を受けた計量器等は認定事業者（公的機関・計量器メーカー等）が持つこととなります。
- 三、認定事業者となろうとする者又は計量器の一般ユーザーは、この特定標準器等又はこれにより校正等を受けた計量器等（いわゆる二次標準）により校正を受けた場合には、国家標準とのつながりを記した証明書の交付を受けることができます。

（通産省解説より）

= 膨大、多岐な雑則の諸規定 =

新法の「雑則」の章（第九章）は、条文が多いこととともに、内容が多岐にわたっていることが目をひきます。

それは、現行法の「雑則」に加えて、「取締」（定期検査の部分を除く）「再検査及び不服申立て」「計量行政審議会」の三つの章の規定が、それぞれ圧縮されたとはいえ統合されているからであります。それらの中で注意をひく諸点にふれてみましょう。

《 “取締” 関連のこと》

現行法の「取締」の章の内容のうち、定期検査に関する部分を除いて、「立入検査」などを中心に関連する事柄が規定されているので、「特定物象量が表記された特定商品」「特定物象量の表記の抹消」「装置検査証印の除去」その他、新法に登場した新しい用語が目につきますが、内容的にはとくに変わったことはないようであります。

= 計量行政審議会 =

計量行政審議会（計審）に関する規定は、次のように変わりましたが、内容は現行法をほとんど踏襲しています。

現行の一章八条から、僅か一条（一五六条）に圧縮、統合されたこと。

法律では審議会の任務（計量に関する重要な事項について、通産大臣の諮問に応じて答申し、又は通産大臣に建議する）と組織（学識経験のある者のうちから、通産大臣が任命する会長一人及び委員三十人以内で組織する）だけを規定し、会長及び委員の任期を含めて「審議会の組織及び運営に関し必要な事項」を通産省令に移したこと。

< 残る「基本的な問題」 >

ここで私は、これら規定の形式の問題ではなく、新法が非常に多くの内容規定を政令や通産省令に委任していることと、それらの審議を含む審議会の重要な任務を考え合せると、審議会の根本的なあり方について考えてみる必要があると思います。ただここは適当な場でないので別の機会に譲らせていただきます。

《“ 諮問事項 ” は踏襲》

「審議会への諮問」については、現行法と同様に別条を立てているが、その内容はほとんど現行のままを踏襲していること。

ここで、「現行法を踏襲している」といっても、法律の内容が大きく変わっていますから、それに応じた変化があることは当然であります。目につく点を拾ってみます。

ア、「計量器の校正等」の制度の創設に伴う命令、指定又は指定の取消しなどについての諮問事項の追加。

イ、現行の諮問事項の中には通産省令の制定・改廃（織度等の計量単位や家庭用計量器の関係など）があるが、新法ではこれらの通産省令についての諮問はなくなったこと。

ウ、検定・定期検査・基準器検査などの合格基準としての「公差」は通産省令に移されたため、諮問の対象からはずされたこと。

【注】「量目公差」は政令事項に残されているが、諮問の対象になっていない。

《手数料関係の変化》

新法の各種手数料に関する規定は、全体としては現行法を踏襲していますが、次の諸点が目をひきます。

新しく設けられた「計量器の校正等」や「装置検査」などの手数料に関する規定が加えられたこと。

日本電気計器検定所や指定校正機関が行う「校正等」の手数料は、通産大臣の認可制としたこと。

指定検定機関が行う検定等の手数料は、法定からはずしたこと。

認定事業者が行う「校正等」の手数料も法定していないこと。

計量法関係の手数料については、同法の制定以来、「法定制」「算定の基礎」「帰属問題」その他、論議が重ねられてきましたが、「実費を勘案して政令で定める額の手数料」に落ち着いたことは、よく知られるとおりであります。

《諸規定の“簡素化”》

以上のほか、現行法が一章（一六条）を当てていた「再検査及び不服申立て」に関する規定が僅か二条に集約されたことを含めて、全体の簡素化と整理が目立ちますが、計量教習所に関する規定も例外ではありません。

こうした中で、「権限の委任」の範囲を拡大し、その範囲については現行法のような限定規定を設けていないことも注意をひく点でしょう。

= 罰則の近代化 =

新法は、当然のことながら「罰則」（第十章）規定を整理、近代化していますが、主な点は次の二つでしょう。

最高刑「懲役三年」を「一年」に改めたこと。

罰金刑の最高額を「一〇〇万円」（現行二〇万円）に改めたこと。

計量法関係の罰則は、歴史的な「厳罰主義」の流れを汲んだものに相違ありませんから、現在の四囲の諸関係を勘案すれば、これら「近代化」を軸とする改正は誰もが納得することでしょう。

= 附則の地位と施行法の廃止 =

法律の大改正が行なわれる場合には、旧法から新法への円滑な移行を期するために、「附則」が重要な意味をもちますが、とくに今回は、計量法の制定に当ってその施行を円滑にするため同時に制定された「計量法施行法」を廃止する関係から、その中に含まれている経過規定でなお存続する必要があるものについては改めて新法の附則で規定する、ということから、附則はかなり膨大なものになっています。とくに目につく諸点を拾ってみます。

《施行日と猶予期間》

新法の施行期日を「公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において

政令で定める日」としたこと。（注・計量法の施行期日を定める政令で、一九九三年一月一日に施行されることになった）

計量単位などの猶予期間について規定したこと。（航空機の運行関係など、計量法施行法から受け継いだものを含む）

「比較検査」は廃止するが、「政令で定める特定計量器（濃度計）」については、「当分の間行うことができる」と定めたこと。

関連する他の法律の改正について必要な改正を行ったこと。

【注】このうち、地方自治法の一部改正において、都道府県知事が設置義務をも

つ行政機関の中から「計量検定所」を削除したことが論議を呼んでいる。

以上「面目を一新した新計量法」について、そのあらましをみてきましたが、新法の最大の特徴である「政令」や「通商産業省令」へ委任する事項が圧倒的に多いことを考えますと、「新法の実際の内容は政令と省令によって決定される」といっても言い過ぎでないといえましょう。

そういう意味から、政令と通産省令を立案・制定する今後の作業と論議がますます重要になってきますので、立案当事者や諮問を受ける計量行政審議会などの任務と責任が一段と大きくなるのは当然ではありますが、関心をもつすべての人びとの意欲的な参加が期待されます。

【おわり】